

告示第 125 号

公有財産売却について、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、太子町財務規則（平成 4 年規則第 17 号）第 118 条の規定により下記のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 30 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

1 入札に付する公有財産及び予定価格（最低売却価格）

以下の物件を入札に付し、売払う。詳細は、紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（KSI官公庁オークション）による。

財産 区分	区分 番号	財産名称	メーカー・車種 (型式・年式)	数量	予定価格 (入札保証金)
動産	507-1	消防ポンプ自動車 1 (エルフ)	いすゞエルフ (平成 17 年式)	1 台	300,000 円 (30,000 円)
動産	507-2	消防ポンプ自動車 2 (エルフ)	いすゞエルフ (平成 17 年式)	1 台	300,000 円 (30,000 円)

※自動車については、一時抹消登録後の引渡しとする。

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当しない者であること。
- (2) 個人または法人の役員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 太子町に係る町税を滞納していない者であること。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。

- (6) 日本国内に住所及び連絡先があり、公有財産売却の参加仮申込みの時点で年齢が18歳以上の者であること。
- (7) 太子町が定めるガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、順守できる者であること。
- (8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。

3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、太子町が定めた入札保証金を納付すること。

【仮申込み期間】

令和7年10月31日（金）13：00～令和7年11月17日（月）14：00

- (2) 入札参加希望者は、上記(1)の仮申込みの手続きを完了した後、所定の申込書等により太子町総務部財政課に入札への参加を申し込むこと。

【本申込み期間】

仮申込み手続き完了後～令和7年11月17日（月）17：00

① 提出先

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1
太子町総務部財政課

② 受 付

ア 郵送の場合は、普通郵便で令和7年11月17日（月）消印有効

イ 持参の場合は、平日9：00～17：00

③ 提出書類

ア 公有財産売却一般競争入札・せり売り参加申込書

イ 個人の場合は、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、健康保険証（住所記載面を含む）、旅券等）の写し

ウ 法人の場合は、発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

エ 代理人による手続の場合は、委任状

- (3) 受付期間内に申込書等のすべての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。

(4) その他

① 申込みに必要な様式は、太子町のホームページからダウンロードすること。

② 申込み等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

③ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

4 下見会の開催

以下の日程で下見会を開催する。参加を希望する者は、令和7年11月7日（金）

までに電話により太子町総務部財政課へ申し込むこと。

- (1) ① 対 象 区分番号 507-1、507-2
- ② 日 時 令和 7 年 11 月 10 日（月） 11：00～12：00
- ③ 会 場 兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1
太子町役場

5 入札の場所及び期間

- (1) 場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する売却システム上
- (2) 入札期間 令和 7 年 12 月 2 日（火） 13：00～令和 7 年 12 月 9 日（火） 13：00
- (3) 開 札 令和 7 年 12 月 9 日（火） 13：00 以降

6 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことはできない。
- (2) 郵送または持参による入札書の提出は認めない。

7 入札保証金の取扱い

- (1) 入札に参加しようとする者は、太子町が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に還付する。
- (4) 還付する入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が、太子町が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は太子町に帰属する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 町ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

9 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、太子町は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。
- (2) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、太子町からの案内に従い売買契約を締結しなければならない。なお、落札者が法人の場合、物件情報の記載内容と実地に符合しない事項が売却物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売払代金の減額を請求することはできない。

※法人には、事業としてまたは事業のために契約当事者となる個人も含む。

【契約締結期限】

令和7年12月18日（木）17：00

(2) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(3) 売却代金

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(4) 売却代金の残金の納入

落札者は、売却代金の残金を太子町の指定する銀行口座へ振り込むこと、もしくは太子町が発行する納入通知書で納付すること。なお、売却代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担とする。

【納付期限】

令和7年12月23日（火）14：30

11 所有権の移転及び引渡し

(1) 所有権の移転

所有権は、落札者が売却代金を完納した時点で移転する。

(2) 引渡し

① 太子町指定場所で現状有姿による直接引渡しとするため、仮ナンバープレートの取得や梱包、搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備すること。なお、それらにかかる一切の費用は、落札者の負担とする。

② 引き渡しの際は、本人または代理人から「町有財産受領書」を提出すること。ただし代理人の場合、同受領書には予め本人が必要事項を記入しておくこと。

12 問い合わせ先

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1

太子町役場総務部財政課

電話番号 079-277-5996

電子メール zaisei@town.hyogo-taishi.lg.jp